

一般財団法人 大蔵財務協会 定款

施行 平成 23 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人大蔵財務協会（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本財団は、財政金融に関する調査研究・啓蒙普及事業及び財政金融など経済・社会に関する情報提供事業等を行い、わが国経済・社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 財政金融に関する調査研究及び啓蒙普及事業
- 二 財政金融など経済・社会に関する出版、セミナーの開催等の情報提供事業
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 本財団は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- 一 財務行政に従事する職員等の福利厚生関連事業
- 二 損害保険代理店事業
- 三 図書及び物品販売事業
- 四 不動産賃貸事業
- 五 その他前各号に定める事業に関連する事業

3 前 2 項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会計

(事業年度)

第 5 条 本財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 本財団の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第9条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会の決議を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財

産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、本財団の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事の報酬等の総額
- 三 監事の報酬等の支給基準
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 合併等
- 七 残余財産の処分
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回6月に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合又は前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、第1項の規定にかかわらず、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

(定足数)

第19条 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 理事及び監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 合併等
- 四 残余財産の処分
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議事録署名人として議長及びその評議員会において選任された出席評議員1名以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

理 事 3名以上9名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を一般法人法上の代表理事、代表理事以外の理事のうち、2名以内を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の代表理事を本財団において理事長と称する。

4 理事長を補佐するため、常務理事を置くことができる。常務理事は、第2項の業務執行理事の中から1名を理事会の決議に基づき理事長が任命する。

5 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事長が別に定めるところにより、業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、理事会に自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事の職務及び権限として法令に定められた事項を行う。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が法令に定める欠格要件のほか次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合は、その理事又は監事に評議員会の場で弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した

額を報酬等として支給することができる。

2 監事は、無報酬とする。ただし、常勤の監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために本財団の事業の部類に属する取引をしようとするとき

二 理事が自己又は第三者のために本財団と取引をしようとするとき

三 本財団が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本財団と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款に定めた職務を行う。

一 事業計画及び収支予算の承認

二 事業報告及び決算並びに監査報告の承認

三 理事の職務執行の監督

四 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

五 重要な業務執行の決定

六 重要な財産の処分及び譲受け

七 多額の借財

八 重要な職員の選任及び解任

九 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

十 その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき

二 理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求し

た理事が招集したとき

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第二号により理事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議事録署名人として出席代表理事及び出席監事が、署名押印をしなければならない。

第 8 章 顧問、相談役及び参与

(顧問及び相談役)

第 42 条 本財団に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、毎年度、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本財団の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応じ助言する。

4 その他必要な事項は理事長が別に定める。

(参与)

第 43 条 本財団に、参与を若干名置くことができる。

2 参与は、毎年度、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

3 参与は、理事長の命を受け、本財団の業務の円滑な遂行に当たるものとする。

4 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(合併等)

第 46 条 本財団は、評議員会の決議によって、他の一般法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 47 条 本財団は、法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第 48 条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 49 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本財団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(実施細目)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 附則 2 の規定により、設立の登記の日を開始日とする事業年度の予算については、第 6 条の規定にかかわらず、当初予算から、解散の登記の日の前日までに執行した金額を控除した残額をもってこれに充てる。
- 4 本財団の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 石 弘光 石坂 匡身 尾原 榮夫 中島 和男
松尾 好治 山口 俊明 今泉 達也
監事 遠目塚 秋夫
- 5 本財団の最初の代表理事は、石坂 匡身とする。
- 6 本財団の最初の業務執行理事は、中島 和男及び今泉 達也とする。
- 7 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

薄井 信明 黒澤 雅寛 兵藤 廣治
松本 敏朗 山西 正夫 横山 和夫
- 8 この定款の変更の施行の際、現に顧問及び相談役である者は、施行日に定款第 42 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなす。
- 9 この定款の変更の施行の際、現に参加である者は、施行日に定款第 43 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなす。

附則

この改正定款は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この改正定款は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この改正定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正定款は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附則

この改正定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。